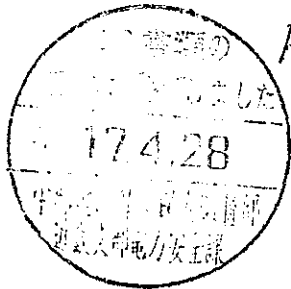


## 保安規程変更届出書

平成17年4月28日

中部近畿産業保安監督部長 殿

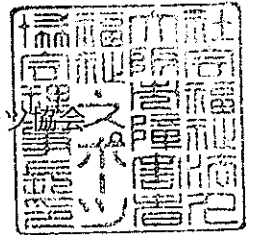


F2-157

住所 大阪市天王寺区東高津町12-10

氏名 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

理事長 梅田 幸二



次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 42 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更の内容	事業場の名称 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」 及び所在地 大阪市此花区北港白津2-1-46  今回電気主任技術者を選任し、保守保安体制を大幅に変更したので 保安規定の全文を添付のとおりに変更する
変更年月日	平成 17年 4月 1日

## 変更を必要とする理由書

当事業場において、平成17年 4月 1日より、関西電気保安協会（整理番号 九条アホー752）契約解除のため、それに伴って電気設備の保守保安も社内独自で行う必要が生じ、この者を電気主任技術者に選任したので今迄の保安業務委託を解約することとなり、社内の保安体制も大幅に変更されたので保安規定全文の変更を行うこととした。

# 保安規定

設置者名	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会			業種	スポーツ施設及び宿泊研修施設
事業者名	大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」				
設置場所	大阪市此花区北港白津2-1-46			TEL	06-6465-8200
主任技術者	氏名	佐伯 勲			
	資格	1種	2種	3種	
受電設備	職務状態	選任 許可 兼任			
	受電電圧	6.6 k ボルト	受電用遮断器	7.2 k ボルト 600 アンペア 12.5 キロアンペア	
受電設備	契約電力	469 キロワット	受電設備形態		
	最大電力	669 キロワット			
発電設備	電圧	6.6 k ボルト	原動機	種類	ディーゼルエンジン(予備) ガスエンジン (常)
	出力	500 kVA (予備) キロワット 100+100 (常用)	常用、予備の別	燃料使用量*	リットル/時間
保安上の責任分界点	構内柱、GLT、1次側、(関電柱AS・2次側)				
財産上の分界点	構内柱、GLT、1次側、(関電柱AS・2次側)				
備考	構内柱、GLT、1次側、(関電柱AS・2次側)				

※発電設備、原動機の燃料使用量については、重油換算とする。



# 保安規定

## 目次

### 第1章 総 則

第1条	目的	( )
第2条	法令及び規定の遵守	( )
第3条	細則の制定等	( )

### 第2章 保安業務の管理体制

第4条	保安業務の管理組織	( )
第5条	設置備の管理契約	( )
第6条	設置者及び総括管理者の義務	( )
第7条	電気主任技術者の義務	( )
第8条	電気主技術者の職務	( )
第9条	電気主任技術者の執務等	( )
第10条	連絡責任者	( )
第11条	授業者の義務	( )
第12条	電気主任技術者不在時の措置	( )

### 第3章 保安教育

第13条	保安教育	( )
第14条	保安に関する訓練	( )

### 第4章 工事の計画及び実施

第15条	工事の計画	( )
第16条	工事の実施	( )

### 第5章 保 守

第17条	巡視、点検、測定等	( )
第18条	事故の再発防止	( )

### 第6章 運 転 又 は 操 作

第19条	運転又は操作等	( )
------	---------	-----

## 第7章 災 害 対 策

第20条 防災対策・・・ ( )

## 第8章 記 録

第21条 記録等・・ ( )

## 第9章 雑 則

第22条 責任の分界点・・ ( )

第23条 需要設備の構内・・ ( )

第24条 危険の表示・・ ( )

第25条 測定器具類の整備・・ ( )

第26条 設計図書類の整備・・ ( )

第27条 手続書類等の整備・・ ( )

別図第1 保安業務執行組織・・ ( )

別図第2 需要設備の構内・・ ( )

別表第1 巡視、点検、測定及び手入基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( )

別表第2 日常巡視点検測定記録・・ ( )

別表第3 定期巡視点検測定記録・・ ( )

(1) 単線結線図・・ ( )

(2) 絶縁抵抗測定・・ ( )

(3) 絶縁耐力試験・・ ( )

(4) 継電器試験・・ ( )

(5) 遮断器試験・・ ( )

(6) 制御関係動作試験・・ ( )

(7) 警報装置試験・・ ( )

(8) 表示装置試験・・ ( )

(9) 接地抵抗試験・・ ( )

(10) 内燃機開始動試験・・ ( )

(11) 試験使用機器の銘板記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ( )

別表第4 運転日報・・ ( )

別表第5 補修工事報告・・ ( )

別表第6 設備台帳・・ ( )

## 第1章 総 則

### 【目 的】

第 1条 この規定は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」(以下「当事業場」という。)における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づきこれを定める。

### 【法令及び規定の遵守】

第 2条 当事業場の設置者及び従業員並びに当社が設備管理業務を委託した者(関西明装株式会社(以下「管理会社」という。))から派遣された従業員は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

### 【細則の制定等】

第 3条 この規程を実施するため、必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。  
2 この規定の改正又は前項に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、管理会社の意見を求めて決定するものとする。

## 第2章 保安業務の運営管理体制

### 【保安業務の管理組織】

第 4条 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務を執行する組織は、別図第1のとおりとする。  
2 電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務は、設備部部长が総括管理(以下「総括管理者」という。)するものとする。

### 【設備の管理契約】

第 5条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務の実施は、当社と管理会社との間の契約によるものとする。  
2 前項の契約には、次の各号について定めておくものとする。  
一 管理する対象物件に関すること。  
二 設備の総合管理契約に関すること。  
三 契約の有効期限に関すること。  
四 電気主任技術者の派遣に関すること。  
五 電気主任技術者の選任に関すること。  
六 電気主任技術者の職務に関すること。  
七 電気主任技術者の執務に関すること。  
八 電気工作物の保安のための巡視点検及び検査に関すること。  
九 設置者と管理会社との連絡、報告及び調整に関すること。  
十 その他電気工作物の保安に関し必要なこと。

#### 【設置者及び総括管理者の義務】

第 6条 当事業場の設置者及び総括管理者は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は、実施しようとするときは、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めるものとする。

2 当事業場の設置者及び総括管理者は、電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

3 当事業場の設置者及び総括管理者は、所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に係る関係のある場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、管理会社の意見を求めて決定するものとする。

4 事業場の設置及び総括管理者は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

#### 【電気主任技術者の義務】

第 7条 電気主任技術者は、総括管理者を補佐し、法令及びこの規定を遵守するとともに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実かつ的確に行わなければならない。

#### 【電気主任技術者の職務】

第 8条 電気主任技術者の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務は次の各号について行うものとする。

- 一 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- 二 電気工作物の工事に関すること。
- 三 電気工作物の保守に関すること。
- 四 電気工作物の運転操作に関すること。
- 五 電気工作物の災害対策に関すること。
- 六 保安業務の記録に関すること。
- 七 保安用器材及び書類の整備に関すること。

#### 【電気主任技術者の執務等】

第 9条 電気主任技術者の執務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。（電気主任技術者常駐）

#### 【連絡責任者】

第 10条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者を当事業場にあらかじめ指名しておくものとする。

#### 【従業者の義務】

第 11条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

#### 【電気主任技術者不在時の措置】

第 12条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）を管理会社と協議の上あらかじめ指名しておくものとする。



2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に  
行わなければならない。

### 第3章 保安教育

#### 【保安教育】

第 13条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対する電気工作物の保安に関  
する必要な知識及び技能の教育は、電気主任技術者及び管理会社の意見を求めて計画的  
に行うものとする。

2 電気主任技術者は、前項の保安教育について助言又は意見具申するものとする。

3 第1項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得に関する事項
- 二 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する  
基本的心構え等保安思想の徹底に関する事項
- 三 事故時及び非常災害時の設置に関する事項
- 四 その他電気工作物の保安に関する必要な事項

#### 【保安に関する訓練】

第 14条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、災害その他事故の防止及  
び応急措置等について少なくとも年1回実地訓練を行うものとする。

2 電気主任技術者は、前項の保安に関する訓練について助言又は意見具申するものとし  
る。

3 第1項の保安に関する訓練を行うにあたっては、あらかじめ管理会社と協議するものとし  
る。

### 第4章 工事の計画及び実施

#### 【工事の計画】

第 15条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者  
及び管理会社の意見を求めるものとする。

2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修  
繕工事及び改良工事等の必要な措置について承認を求めなければならない。

#### 【工事の実施】

第 16条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じた作業責任者を選任し、  
電気主任技術者の保安の監督のもとにこれを施工するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、  
完成した場合には電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認し  
て引取るものとする。

- 3 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、その保安を確保するために別に定める細則によって行われなければならない。
- 4 前項の細則には、次の各号を定めておくものとする。
  - 一 停電範囲、停電時間及び作業用機材等の準備状況の確認
  - 二 作業時間及び危険区域の表示
  - 三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置
  - 四 作業責任者の指名とその責任
  - 五 作業終了時の点検及び測定
  - 六 その他必要な事項

## 第5章 保 守

### 【巡視、点検、測定等】

- 第 17条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。
- 2 電気主任技術者は、別表第1に定める基準により、電気工作物の保守業務の指導監督を行うものとする。
  - 3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、電気主任技術者の意見に基づき当該電気工作物を修理し、改善し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

### 【事故の再発防止】

- 第 18条 事故その他異常が発生した時は、電気主任技術者の意見に基づき必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

## 第6章 運転又は操作

### 【運転又は操作等】

- 第 19条 電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める細則によるものとする。
- 2 前項の細則は、次の各号に定めるものとする。
    - 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
    - 二 電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用停止若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領
    - 三 電気事業者の変電所又は営業所との連絡事項
    - 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示
    - 五 その他必要な事項

## 第7章 災 害 対 策

### 【防災体制】

第 20条 台風、洪水、地震、火災、その他非常災害に備えて電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者及び管理会社から派遣された従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する事業現場内の体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外の関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

2 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は、電気主任技術者が行うものとする。

3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、当該範囲の送電を停止することができるものとする。

## 第8章 記 録

### 【記録等】

第 21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、次の各号に定めるところにより記録し、これを三年間保存するものとする。

一 巡視点検測定記録(日常、定期、精密)

二 運転日誌

三 電気事故記録

四 補修工事記録

2 主要電気機器の補修記録は、設備台帳に記録し、必要な期間保存するものとする。

3 第1項及び前項の記録は、別表第2から第7に準じて行うものとする。

## 第9章 雑 側

### 【責任の分界点】

第 22条 電気事業者との保安上の責任分界点及び財産上の分界点は、電力需給契約書に基づくものとする。

### 【需要設備の構内】

第 23条 需要設備の構内は別図第2のとおりとする。

### 【危険の表示】

第 24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であつて、危険のおそれのあるところには、電気主任技術者及び管理会社に意見を求め、注意を喚起する表示を設けなければならない。

### 【測定器具類の整備】

第 25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は、電気主任技術者及び管理会社に意見を求めて常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

【設計図書類の整備】

第 26条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存しなければならない。

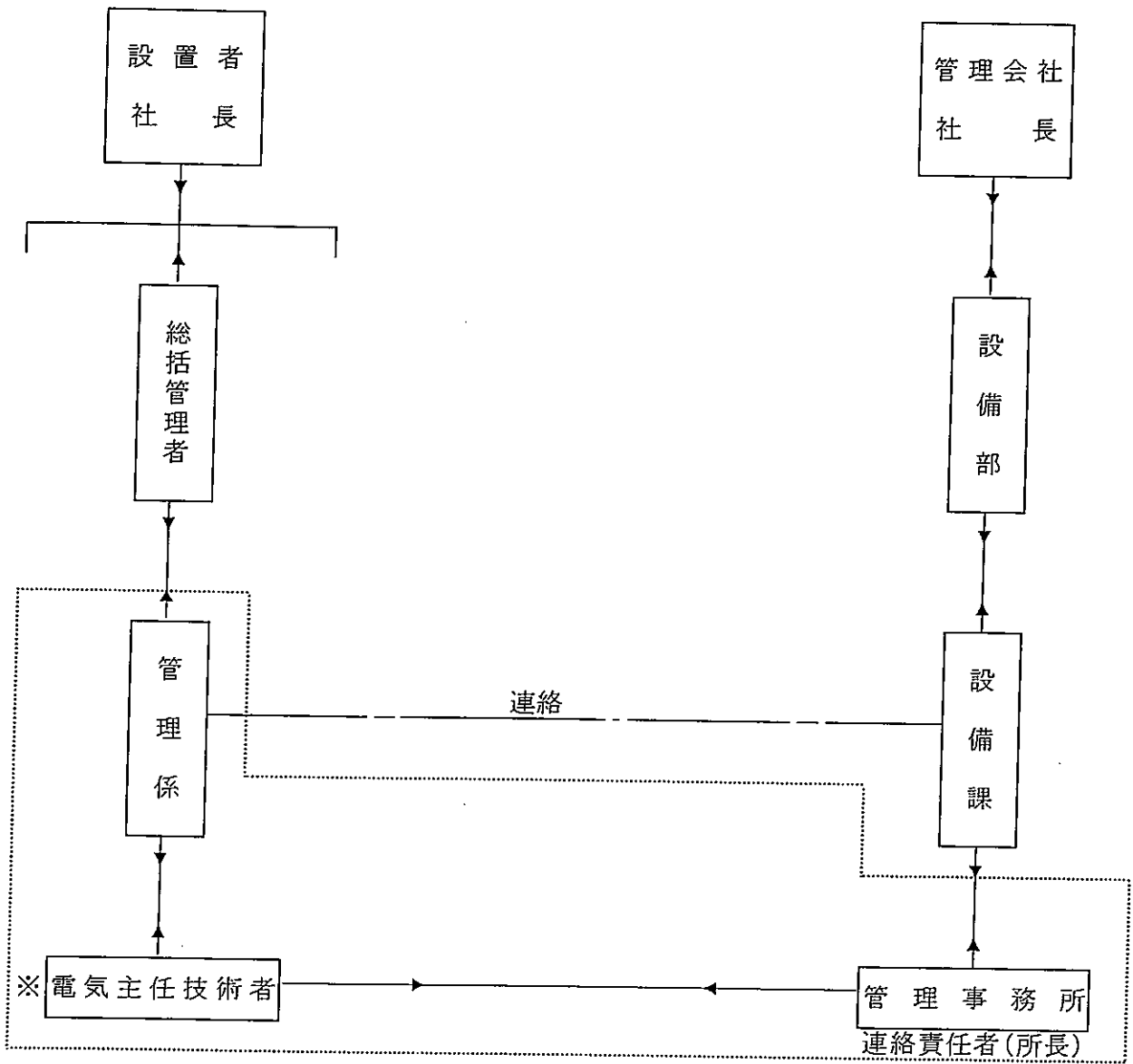
【手続き書類等の整備】

第 27条 関係官庁、電気事業者等に対し提出した書類及び図面その他主要文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

付 則

1. この規程は、平成7年々月/日から施行する。

別図第1 保安業務執行組織

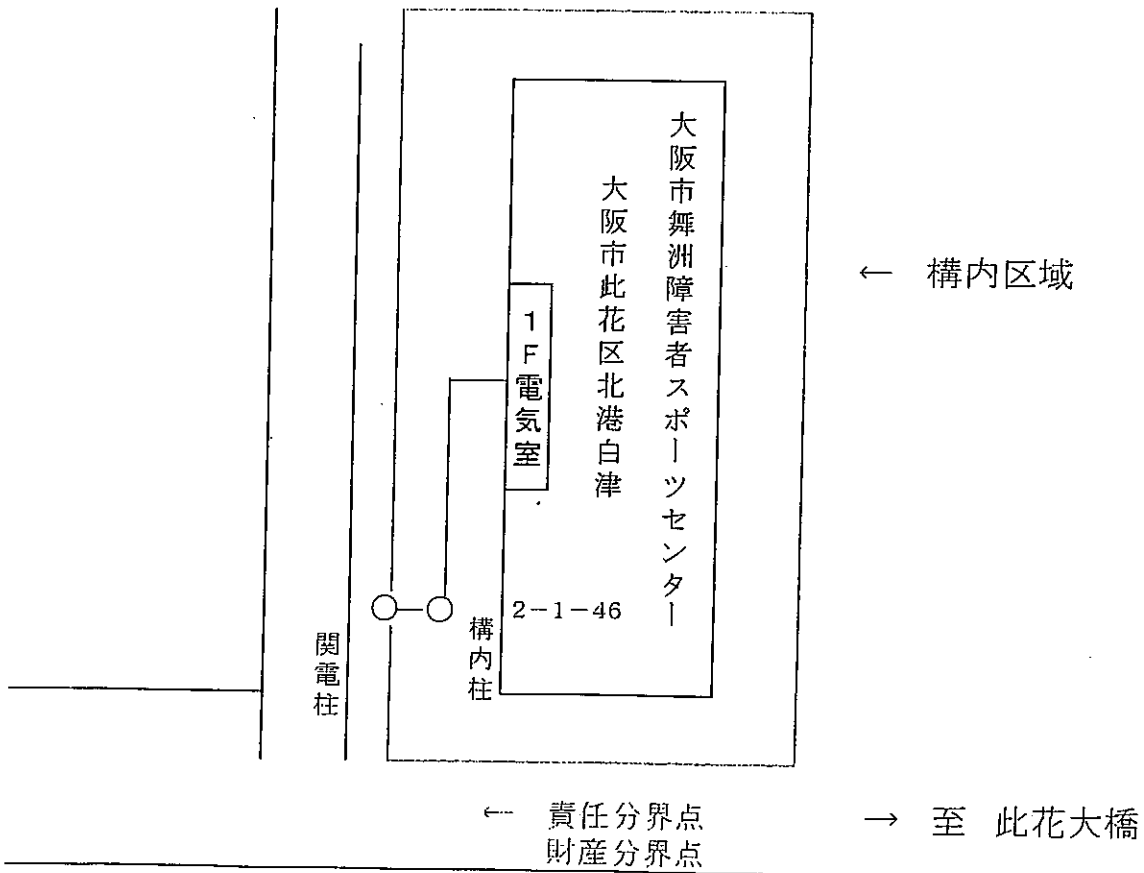
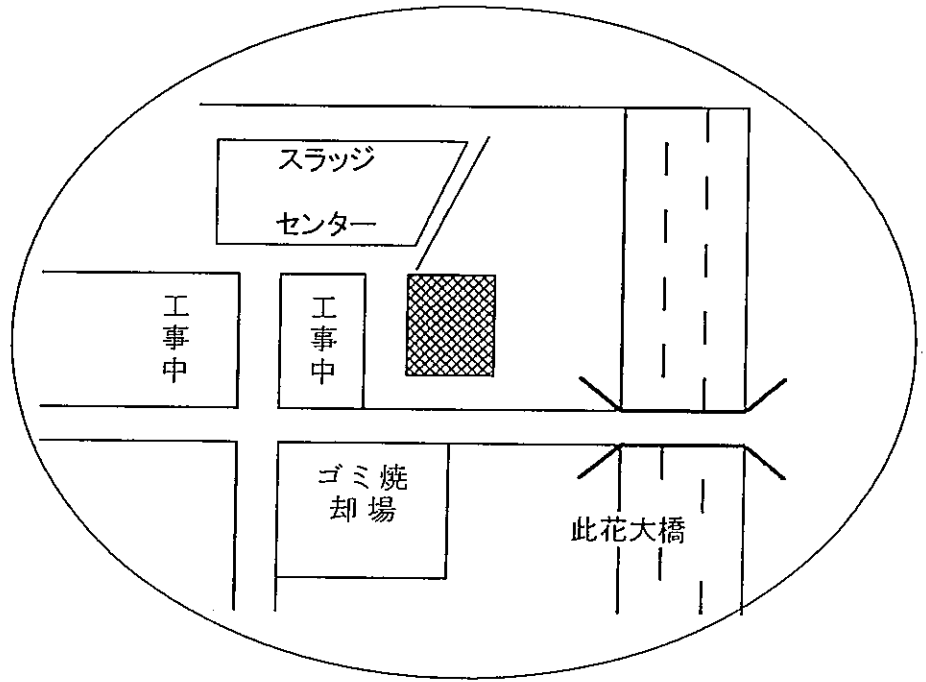
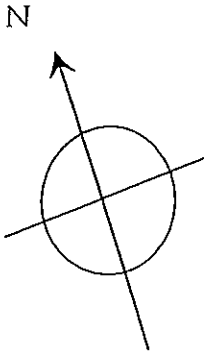


内は、当事業場に常時勤務していることを示す。

は、連絡、調整系統を示す。

# 需要設備の構内

附近見取図



ゴミ焼却場

項目 対象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目	
受 電 設 備	断線器	1	1ヶ月	受けと刃の接触、 過熱、変色、ゆるみ	1	1年	受けと刃の接触、 過熱、変色、ゆるみ				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	荒れ具合 フレ止め装置の機能						
	遮断器	1	1ヶ月	外観点検、汚損、 油洩れ、きれい、 過熱、発錆損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、 過熱、油量、発錆、 変形、ゆるみ	1	3年	遮断速度測定(開 極投入時間最小動 作電圧及び電流の 測定を含む)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合い、機構 点検				2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態				3	2年	絶縁油耐圧試験
					4	1年	油の汚れ、必要に よりその特性調査				4	不定期	必要により動 作特性
					5	1年	接地線接続部点検						
	母線				1	1年	母線の高さ、たる み、他物との離隔 距離、腐食、損傷 過熱				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分、クラン プ類の腐食、損傷 過熱、ゆるみ						
					3	1年	がいし類、支持物 の腐食、損傷、変 形、ゆるみ						
	受電用 変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検、 漏油、汚損、振動 音響、温度	1	1年	各部の損傷、腐食、 発錆、ゆるみ、汚損 油量	1	5年 ~10年	内部について点検 (コイル、接続部 リード線、鉄心その 他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定
計器用 変成器	1	1ヶ月	外部の損傷、腐食、 発錆、変形、汚損、 温度、音響、ヒューズ の異常	1	1年	各部の損傷、腐食、 接触、発錆、ゆるみ 変形、きれい、汚損、 ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1ヶ月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
避雷器	1	1ヶ月	外部の損傷、きれ つ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれ つ、ゆるみ、汚損、 コンパウンドの異 常				1	1年	絶縁抵抗測定	
				2	1年	接地線接続部点検				2	1年	接地抵抗測定	
配電盤	1	1ヶ月	計器の異常、表示 灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚 損、損傷、過熱	1	2年	各部の損傷、過熱、 ゆるみ、断線、接触 脱落 端子配線符号	1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1ヶ月	操作、切換開閉器 などの異常	2	1年	ゆるみ、断線 接地線接続部点検	2	2年		2	1年	接地抵抗測定	
								3		1年	保護継電器の 動作特性		
								4		2年	計器校正、シー ケンス試験		
電カ用 コン デ サ	1	1ヶ月	本体外部点検、漏 油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定	

項目 対象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
	No.	周 期	点検箇所、わらい	No.	周 期	点検箇所、わらい	No.	周 期	点検箇所、わらい	No.	周 期	測定項目
蓄電池	1	1ヶ月	液面、沈殿物、色相、極板彎曲、隔離板、端子、ゆるみ、損傷	1	1年	木台、がいの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり	1	3年	充電装置の内部点検 必要により対象を定めて行う	1	1ヶ月	比重測定
	2	1ヶ月	表示電池の電圧、比重、温度測定	2	1年	床面の腐食損傷	2	3年		2	1ヶ月	液温測定
配電設備 (屋外電線路を含む)	遮断器 開閉器類		受変電設備用と同じ	1	6ヶ月	停止しないで損傷、変形、腐食、油量、発錆、ゆるみ、過熱 その他必要事項は受電設備用と同じ		受電設備用と同じ				受電設備用と同じ
		2		6ヶ月								
	配電用 変圧器 電線及び 支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の 工作物、樹木との距離 標識、保護さくの状態	1	1年	電柱、腕木、がいの、 支線、支柱、保護網 などの損傷腐食 電線取付状態		受変電設備用と同じ			受変電設備用 と同じ
2	1ヶ月	2	1年									
ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、 分岐箱など接続部 の過熱、損傷、腐 食及びコンパウン ド油漏れ、布設部の 無断掘削、標識他の物 との離隔距離	1	1年	ケーブル腐食、き れつ、損傷			1	1年	絶縁抵抗測定	
2	1ヶ月											
3	1ヶ月											
電動機 その他 回転機	1	1日	運転者が音響、回 転、過熱、異臭、 給油状況などに ついて注意する 整流子、刷子、集電 環点検	1	3ヶ月	音響、振動、温度 各部の汚損、ゆるみ 損傷、伝送装置の 異常など外部点検 を行う 制御装置点検 接地線接続部点検	1	3年	温度上昇等により 内部分解、点検、コ イル、軸受、通風附 属装置などの手入 温度上昇その他事 項その他事項を考慮 し、回転子引出掃除	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	2	1ヶ月		2	1年		2	1年				
				3	1年							
				4	1年							
電熱乾 燥装置	1	1日	運転者が温度、変 形、損傷などに ついて注意する 接続部変色、過熱、 熱線の腐食、取付 点検	1	1年	各部の変形、損傷、 ゆるみ、可燃物と の離隔状況			1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1ヶ月										
照明設備	1	1日	異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損、 音響、温度、コン パウンド洩れ			1	1年	絶縁抵抗測定	
配線	1	1ヶ月	開閉器の点検、 湿気、じんあい等に 注意	1	1年	開閉器、器具との 接続			1	1年	絶縁抵抗測定 地絡保護装置の動 作試験	
				2	1年							
原動機 関係	1	1ヶ月	燃料系統からの漏油 及び貯油 機関の始動、停止 始動用空気タンクの 圧力	1	1年	機関主要部分の分 解、点検	1	3年	内燃機関の分解 点検			
	2	1ヶ月										
3	1ヶ月											
発電機 関係			電動機その他回転 機と同じ			電動機その他回転 機と同じ			1	1年	絶縁抵抗測定	
									2	1年	接地抵抗測定	
									3	3年	継電器試験	



## 日常巡視点検測定記録

(日常の巡視点検手入れ及び測定用)

平成 年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %

巡視点検			手入記録		
時刻	氏名	記事	作業原因	部門	作業内容と記事

(注) 作業原因は、突発的軽故障、事前の事故防止等をいう。

## 定期巡視点検測定記録

(定期精密及び臨時の点検手入及び測定用)

平成 年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %

(1) 単線結線図

(注) 1. 責任分界点以降の高圧回路、及び機器の定格・使用タップ番号等を記入すること。  
 2. 設備変更の場合には、変更部分を朱記すること。

受電用遮断器	キロボルト、アンペア、アンペア、	三相短絡容量	キロアンペア
配電線路 電線路 の別	架空、地中、その他	電気方式	相線式
	電線の種類太さ	支持物の構造	
	地中電線の 布設方式	保護継電器	

(2) 絶縁抵抗測定	高圧関係	種別	P-E	S-E	P-S	備考
		(注) 種別欄は機器、母線又は電線路等を記入する。				
	低圧関係	回路・機器名	電圧	線間	大地間	結果

(3) 絶縁耐力試験							
被試験機器名	最大使用電圧	試験電圧	電圧計の読み	励磁電流	漏れ電流	試験時間	結果
試験回路接続図							
変圧比							
電圧計の読み = 最大使用電圧 (      ボルト ) × 1.5 × ( $\frac{\text{ボルト}}{\text{ボルト}}$ )							
= (      ボルト )							

(4) 継電器試験										
用途	種類	製者	造名	型式	製造番号	整定値		最小動作電流	時限特性	
						タップ	レバー		200%	500%
試験回路接続図										
(注) 整定値は試験時の値を記入すること。										

(4) 遮断器試験				
用途	トリップ機構 最小動作電流	整定値	動作状況	備考
発電用				

(6) 制御関係動作試験

種別	動作状況	備考

(7) 警報装置試験

種別	動作状況	備考

(8) 表示装置試験

種別	動作状況	備考

(9) 設置抵抗試験

種別	動作状況	備考

第2種設置抵抗許容量

(注) 第2種接地抵抗許容量は電力会社に問い合わせの上記入すること。



# 運 転 日 報

平成 年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

時刻	受 電 盤				配 電 盤		温度 (°C)
	電圧 (キロボルト)	電流 (アンペア)	電力 (キロワット)	電力量 [キロワットアワー]	電流 (アンペア)	電力 (キロワット)	

備考



(注) 備考欄に遮断器の開閉、主要機器の温度等日常の運用に関する記事を記載する。

## 補修工事報告

平成 年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %


工事件名又は作業名							
停止時間		月 日 時 分 より 月 日 時 分 まで					
機械名及び容量、相、型、屋内外、番号、製造所、その他 請求職場	機器名			屋内外			
	容量	型式	定格電圧	定格電流			
	相数	製造年月	製造番号	製造者名			
	作業記事 (状況結果、改善意見、説明図等)						
絶縁抵抗 その他の記録							
測定器名							
作業社名 (社内、社外)		使用資材 (品名、数量)					

- (備考) 1. 絶縁抵抗測定の場合は使用メガーの電圧並びに前回測定の方と比較記入すること。  
2. 1件名1葉のこと。記事は簡単明瞭とすること。

## 設備台帳

機器名	製造者	型式	製造年月	定格容量	補修記録			

- (注) 1. 主要機器とは、変圧器、遮断器、配電盤等をいう。  
2. 補修記録欄は、事故に対する事前及び事後措置(例○年○月○日変圧器油の取替、○年○月○日遮断器のブッシング取替等)